

【お知らせ】総合評価方式（建設工事、測量・設計業務）

の見直しについて

平成29年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件は、以下の内容について見直しを行います。

詳細は別紙をご参照ください。

1. 総合評価方式（建設工事、測量・設計業務）における男女共同参画活動実績の評価の見直し
2. 総合評価方式（土木一式工事）における工事成績の評価の見直し

1. 総合評価方式（建設工事、測量・設計業務）における 男女共同参画活動実績の評価について

これまで総合評価方式（建設工事、測量・設計業務）における社会貢献度評価項目「男女共同参画活動実績」は、「男女がいきいきと働いている企業認証制度」を評価してきましたが、平成28年度で制度が終了します。

引き続き男女共同参画を推進するため、平成29年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画※1を策定している場合に評価します。

確認は、都道府県労働局に提出された一般事業主行動計画策定届の写し（第一面に労働局の受付印が押印されたもの）により行います。

なお、平成29年4月1日から5月31日までに公告を行う案件の社会貢献度の評価基準、配点は、別表1を標準とします。

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」が施行され、労働者が301人以上の企業に策定が義務づけられた行動計画です。（労働者が300人以下の企業は努力義務です。）詳細は厚生労働省ホームページ（下記URL）をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【総合評価方式に関するお問い合わせ先】

四日市港管理組合経営企画部総務課 TEL 059-366-7009

【女性活躍推進法及び一般事業主行動計画に関するお問い合わせ先】

三重労働局雇用環境・均等室 TEL059-226-2318

別表 1

建設工事（平成29年4月1日～5月31日公告）

評価項目		評価基準		配点
社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②障がい者雇用実績 ③環境マネジメントシステムの 認証（ISO14001、M-EMS）	左欄の①～③のうち、該当する項目数		9
		①～③のうち3項目の実績（認証取得）あり	9	
		①～③のうち2項目の実績（認証取得）あり	8	
		①～③のうち1項目の実績（認証取得）あり	5	
		実績（認証取得）なし	0	

測量・設計業務（平成29年4月1日～5月31日公告）

評価項目		評価基準		配点
社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②障がい者雇用実績 ③環境マネジメントシステムの 認証（ISO14001、M-EMS）	左欄の①～③のうち、該当する項目数		7
		①～③のうち3項目の実績（認証取得）あり	7	
		①～③のうち2項目の実績（認証取得）あり	6	
		①～③のうち1項目の実績（認証取得）あり	4	
		実績（認証取得）なし	0	

平成29年6月1日以降は、平成29年3月31日以前と同じ評価基準、配点とします。

2. 総合評価方式(土木一式工事)における工事成績の評価について

これまで総合評価方式(土木一式工事)における評価項目「企業の技術力等工事成績」は、四日市港管理組合及び三重県における土木一式工事にかかる工事成績点数(前年度の9月30日までの過去3年間に完成認定を受けた工事)より算出した平均工事成績点数で評価してきましたが、若手雇用の拡大、新規参入の推進等を図るため、平成29年6月1日以降に公告を行う案件は、次のとおり評価します。

企業が自ら選んだ次の①又は②のいずれかを申告工事成績点とし、計算式1により評価します。ただし、申告工事成績点が90点以上の場合は20点、75点未満の場合は5点とします。

$$\text{計算式1} = (\text{申告工事成績点} - 75 \text{点}) + 5 \text{点}$$

- ①直近の過去3年度に四日市港管理組合又は三重県が通知(工事成績認定書)した土木一式工事の評定点のうち、企業が自ら選んだ任意の件数(n件)の合計に75点を加え、n+1で割った値とします。(小数点以下切り捨て)
ただし、申告できるのは10件までとします。

$$(\text{n 件の評定点の合計} + 75)$$

$$\text{申告工事成績点} = \frac{\quad}{(n + 1)}$$

(例) 企業が選んだ評定点が93点、91点、90点、89点の4件の場合

$$\frac{(93 + 91 + 90 + 89 + 75)}{(4 + 1)} = 87$$

確認は、申告された評定点すべての工事成績認定書の写しとその評定点が土木一式工事の評定点であることがわかる書類(コリンズの写し等)により行います。

- ②国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が前年度に公表した最新の工事成績評定平均点とします。

①及び②が無い場合は、総合点※を計算式2（小数点以下切り捨て）により評価します。ただし、総合点が970点以上の場合は5点、840点未満の場合は0点とします。

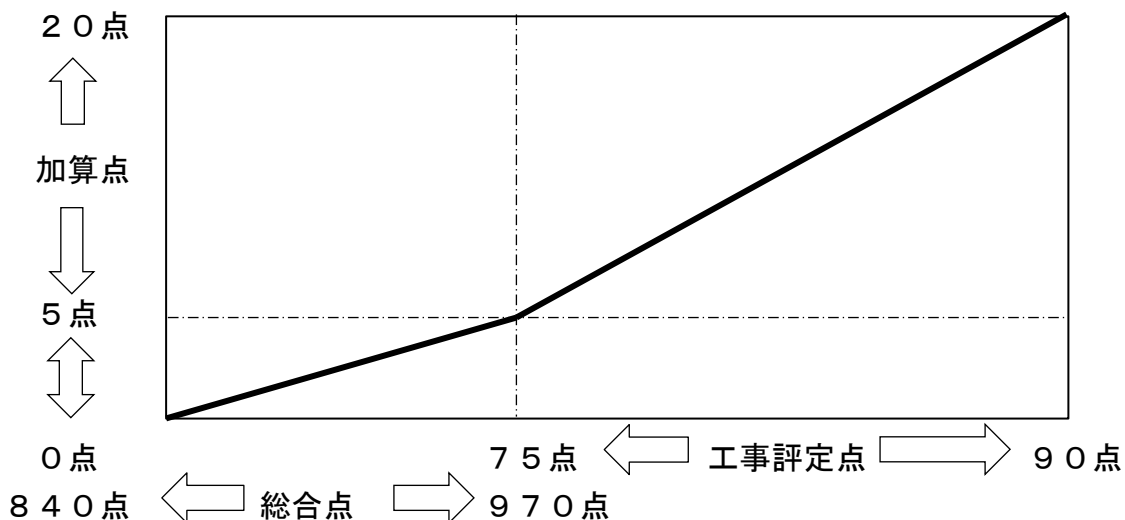
※総合点とは入札公告日において最新の三重県建設工事等入札参加者資格者名簿に記載された総合点とします。

$$\text{計算式 2} = \frac{(\text{総合点} - 840)}{(970 - 840)} \times 5$$

(例) 総合点が935点の場合

$$\frac{(935 - 840)}{(970 - 840)} \times 5 = 3$$

新たな工事成績評価のイメージ



【参考】申告工事成績点を①とする場合の計算例

過去3年度に四日市港管理組合又は三重県が通知（工事成績認定書）した土木一式工事の評定点が93点、92点、90点、84点、83点のケース

a) 93点（1件）を申告した場合

$$\frac{(93 + 75)}{(1 + 1)} = 84.0$$

b) 93点、92点（2件）を申告した場合

$$(93 + 92 + 75)$$

$$\frac{\quad}{(2 + 1)} = 86.6$$

c) 93点、92点、90点（3件）を申告した場合

$$(93 + 92 + 90 + 75)$$

$$\frac{\quad}{(3 + 1)} = 87.5$$

d) 93点、92点、90点、84点（4件）を申告した場合

$$(93 + 92 + 90 + 84 + 75)$$

$$\frac{\quad}{(4 + 1)} = 86.8$$

e) 93点、92点、90点、84点、83点（5件）を申告した場合

$$(93 + 92 + 90 + 84 + 83 + 75)$$

$$\frac{\quad}{(5 + 1)} = 86.1$$

4件以上申告しても申告工事成績点は低くなり、c) を申告した場合が最大となります。

したがって、申告工事成績点の小数点以下を切り捨てし、計算式1により、評価点は17点となります。

$$(87 - 75) + 5 = 17$$

【総合評価方式に関するお問い合わせ先】

四日市港管理組合経営企画部総務課 TEL 059-366-7009